

令和5年5月8日

保護者各位

岡山県立岡山芳泉高等学校
校長 丸山 浩

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う本校における対応について

平素から、本校教育活動へのご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。

このたび、県教委から令和5年4月28日付け「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校における対応について」の通知がありました。この通知に基づき、令和5年5月8日以降の本校における対応につきましては、次の通りとなりますので、ご確認の上、適切なご対応をお願い致します。なお、ご不明な点は学校にお尋ねください。

記

1 平時から求められる感染症対策について

(1) 健康観察について

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、無理をせず、自宅で休養するようにしてください。
- ・そのほか、体調に不安がある場合は、担任に申し出るようにしてください。

(2) マスクの着用について

- ・生徒及び教職員には、学校教育活動においてマスクの着用を求めません。着用の判断はご家庭で判断してください。
- ・4月7日（1年生は4月10日）の文書でお知らせした「本校では、授業時や生徒との面談の際には、教職員は当面の間マスクを着用して指導を行う。」については、5月8日以降は「本校では、授業時や生徒との面談の際に、教職員へのマスク着用を求めない。」に変更します。
- ・感染流行時には、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、その場合にも、マスクの着用を強いることはありません。

(3) 換気の確保について

- ・換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

2 出席停止の取り扱いについて

(1) 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

◎次の場合は、出席停止となります。

- ・生徒本人が新型コロナウイルス感染症の陽性になった場合

出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基準となります。なお、出席停止期間の起算日は、発症した日の翌日を1日目として判断します。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。回復後、登校する際に、治癒証明や陰性証明の提出は不要です。

◎次の場合は、これまで出席停止となっていましたが、5月8日以降は出席停止となりません。

- ・生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合、及び同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合。
- ・同居の家族が新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合、または、学校で新型コロナウイルス感染症の患者と感染対策を行わずに飲食を共にした場合。

※ただし、上記のいずれの場合においても、生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染している疑いや、感染するおそれがある場合には、校長の判断により出席停止となる場合があります。

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

- ・感染が不安で休ませたいと相談があった生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。
- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認し登校すべきでないとして学校が判断する場合。